

議案第74号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成28年9月9日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例
杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和53年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

附則別表第2（1）備考中「及び集会室兼音楽室」を削り、「午前4，200円」を「、午前4，200円」に改め、「とし、集会室兼音楽室にあつては午前1，400円、午後1，000円、夜間1，000円、延長使用料300円」を削る。

附則別表第4（1）備考中「及び集会室兼音楽室」を削り、「午前3，600円」を「、午前3，600円」に改め、「とし、集会室兼音楽室にあつては午前1，200円、午後800円、平日夜間800円、休日夜間900円、延長使用料200円」を削る。

別表第2（1）備考中「及び集会室兼音楽室」を削り、「午前4，500円」を「、午前4，500円」に改め、「とし、集会室兼音楽室にあつては午前1，500円、午後1，000円、夜間1，000円、延長使用料300円」を削る。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

（提案理由）

西荻南区民集会所併設西荻南児童館の集会室兼音楽室に係る規定を削除する必要がある。